

保健第 18 号
令和 2 年 4 月 13 日

県 立 学 校 長 殿
市町村（組合）教育委員会教育長
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長
（公印省略）

学校に対する布製マスクの配布について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 10 日付けで、文部科学省から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、適切に対応するようお願いいたします。

市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校（園）への周知をよろしく申し上げます。

【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班 指導主事（主幹）井上典子

TEL：086-226-7591

FAX：086-226-3684



事務連絡
令和2年4月10日

各都道府県・政令指定都市教育委員会総務課・指導事務主管課・学校保健担当課
各都道府県私立学校事務部課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校に対する布製マスクの配布について

本年4月7日に閣議決定された、緊急経済対策においては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、布製マスク（洗濯可能で一定期間、繰り返し使えるもの）の国による買上げ及び学校への配布が盛り込まれ、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（幼稚部含む）、高等専修学校等の児童生徒及び教職員に対し、一人あたりマスクを2枚（1枚目は4月中、2枚目は5月以降を予定）配布することとしております。

これを踏まえ、下記のとおり布製マスクを配布する予定ですので、このことについてご了知いただくとともに、各都道府県教育委員会におかれては、管内市町村教育委員会及び学校に対し、私立学校主管部局等におかれては、所管学校に対し、ご周知いただくようお願いいたします。

記

1 布製マスクの配布

(1) 概要

国がメーカー等から必要数の布製マスクを調達し、直接、各学校に対し、配布いたします。（分校がある場合には、本校とは別に分校に配布します。）

(2) 配布対象

国立、公立、私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部含む）、高等専門学校、高等課程を置く専

修学校、各種学校の認可を受けた外国人学校の児童生徒及び教職員※を対象に配布します。

※ 学校基本調査報告書における教員数（本務者）及び職員数（本務者）に計上されている人数。

（2）配布時期、配布方法

- 4月分の配布時期については、マスクの調達状況に応じて、4月中旬（おおむね13日頃）から順次配布することとしています。このため、調達状況によっては、各学校への配布が翌週以降になることもありますので、ご了承ください。
- 配布方法については、国の委託を受けた日本郵便から各学校に対して配布することとしています。
- 各学校におかれてはマスクが届き次第、速やかに数を確認の上、不足が生じる場合は、「2電話相談窓口」にお問い合わせください。また、4月24日（金）までに届かない場合も電話相談窓口にお問い合わせください。
- 配布したマスクに10枚以上の余りが生じる場合は、「2電話相談窓口」にご連絡の上、余剰枚数をお伝えください。なお、余剰分については、5月以降にもう1枚配布する予定ですので、その際、今回の余剰分を減じた数を配布する予定ですので学校で保管をお願いします。

2 電話相談窓口の設置について

学校からの問い合わせに関して、布製マスクの配布に関する電話相談窓口を設置いたします。

専用電話番号（フリーダイヤル 0120-603-100）

4月11日～土日含む9時～18時

3 配布する布製マスクの取り扱いについて

布製マスクの洗い方に関する動画

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能となっています。洗い方に関する経済産業省の動画をインターネット上に掲載していますので、お知らせいたします。

YouTube metichannel 「布マスクをご利用のみなさまへ」
（検索方法）

- YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。
- <https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

4 その他

(1) 手洗いについて

学校における感染症対策については、これまでも各種通知等において周知を図ってきており、学校においても確実に取り組まれてきているところですが、厚生労働省及び経済産業省において以下 URL のリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

(2) 施設の消毒について

学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用いただきたいと考えており、御協力いただくよう、お願いいたします。

なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省において以下 URL のリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

担当者連絡先 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
保健管理係

MAIL : hoken@mext.go.jp

TEL : 070-3246-0837

070-3245-5728

070-3245-7530